

書評

J. E. MEADE, Efficiency, Equality and the Ownership of Property, London, 1964, 92pp.

齋藤 正

(一) わが国の経済は昭和四一年度財政を基盤として更に福祉国家としての先進国水準への積極的意欲を見るのであるが、福祉国家の一つの模範とされているイギリス経済にも、一つの大きな問題が存している。それは資源配分の効率的機能と所得分配機能の間の圧れきである。わが国の現段階では比較的等閑視されているこの問題が福祉国家制度によっては解決されない財産所得の不平等の問題であること、先進諸国が現在経験しつつあることをつねに心すべきことと考がえる。経済研究十六号(三十七年十一月)にてランプマンのこの方面に関する研究の紹介を行なったのであるが、ミードの本書は教授の一連の著作の中でこの財産不平等のイギリスにおける解決の方向を示したものとして意義を認めねばならない。

(二) ミードは経済発展に伴ないオートメーション化し、労働

書評

力に代わって機械が優位を占める社会経済において生ずる現象として極端な財産不平等が生じ、福祉政策のみにて解決され得ないこととなる。すなわち、ミードは同時に発表した *The Stationary Economy* に基本的に資源使用の経済的効率と所得分配均等の関係を説明しているのであり、経済資源の効率の最適化は生産物の取引の最適化、生産の極大化、職業選択の最適化、能力の最適發揮の達せられるシステムを指し、いわゆる価格の自由なメカニズムによる経済を想定して出発するのであるが、この場合所得分配の不平等との圧れきを生ずることが指適され、本書はかかる矛盾、圧れきを如何なる型でリラククスするかに問題意識を置いて、四つの種類の経済制度、すなわち、労働組合国家、福祉国家、財産所有下の民主主義、社会主義国家のそれぞれより財産分配均等化の方策を考察するのである。

ミードは私有財産はイギリスにおいては国債の発行と共にインフレ化され不均等に分配され、財産所得は総所得の重要な部分を占めていること、イギリスでは既に財産の平等化および社会化への手段を追及して止まない程に不均等分配が甚だしく、この救済手段として、現在の福祉国家政策にとつて代わるよりむしろこれを補完することの必要を考がえている。わが国においてもこの問題は単に仮設的なものと考がえることの出来ないものといえよう。

ミードは次の方法を提案している。

- ① 相続税に高い累進課税を施行する
- ② この相続税と同じものを生存者間の贈与に適用すること
- ③ 国債の償還と共に資本財産へ累進課税を行なうことにより、次第に実質的に国家財産を増やしてゆくこと
- ④ 利潤分配計画、国家地方団体による借家人への家屋の分割購入制度適切な投資トラストの開発などの制度の推進  
これらは小財産の蓄積に利益がある
- ⑤ 教育の開発、平等な能力ある青少年の生活推進の機会を平等化する
- ⑥ 低所得能力者の出生力を抑えることさらに高額所得者のうち子供なきものに高い税率を課す
- この六つの計画を採用することによって、イギリスの社会構造を変革し得るとし、それぞれの国にかかる同様の方策を求めているが、この改革の一般的考え方および実践を求め、財産所有の問題こそ自由世界のなかで、最も重要な関心の一つであるとしている。
- (二) かかる結論を導びき出すため、ミードは本書の中で種々の経済的、人口的、社会的要素が不均等に導びくことを平易な説得によって論を進めている。いまその若干のものを紹介することにしよう。
- ミードの経済政策選択における必要条件は(1)資源を非自発的失業に浪費しないこと。(2)不足資源は完全に効率的な方法で用いること。(3)所得および富の分配は適切にある時点、ある

社会の市民に行なわらるべきこと。(4)各時点の最適貯蓄水準を達成させることとし、本書では(2)(3)につき起りうべき不調和を取り扱かい、経済効率を達成するための価格機構の使用と分配正義を達するための使用の間の不一致を問題とする。ミードはイギリスの例により、高度工業国の一般的傾向を説明するが、この国では新技術による設備能力向上と共に労働力人口の規模の変化と共に教育投資が増大し、かくて実質賃金率および水準の変化を伴う。すなわち、労働の限界生産力が低く、平均生産率の高いとき、効率基準で支払われる賃金は実質所得の小部分となり、他は利潤地代として財産所有者に帰し、財産はオートメーションにより更に不均等に所有されることとなる。分配のジレンマは強くなり、先進工業国の一つの問題が存するのである。

(四) 第二章(二七頁—三四頁)において財産不均等をイギリスの例にて取扱いこれを一つの理論モデルによって説明する。そのモデルは次の如くである。

$$i_1 = p_1(1 - q) + i_1q$$

$$i_2 = p_2(1 - q) + i_2q$$

$$i_0 = p_0(1 - q) + i_0q$$

$q$  は労働収益に支払れる総個人所得の割合、 $1 - q$  は財産への割合。いま  $p_1$  は最高所得階層 1% への財産からの総所得の割合、 $i_1$  を同じ階層の収益所得の割合とすれば、 $p_1(1 - q)$  は不労所得でこの階層に属する個人所得の比。 $i_1q$  は勞

働収益の比。かくて  $\mu_1(1-g) + \mu_2g$  又はこの階層に帰する総個人所得の比でこの計算の結果を次の如くまとめたい。

イギリス1959年財産労働からの個人所得分布

人口比	財産からの%		労働からの%			総個人所得%		
	(P)	(L)	q	95%	85%	75%		
1	47	6	8	12	16			
5	66	17	19	24	29			
10	73	27	29	34	38			

ミードがこの計算で指適する仮設は、労働収益力は教育訓練に比例し、教育は投資であり一種の資本財産であるにかかわらず、この表にあらわれていないこと、イギリスにこの点を示し、次の如く教育投資の重要性を強調する。すなわち、

- 1929年 1957年
1. 再生産可能な有形財 727 1270
  2. 全人口における教育資本 317 848
  3. 労働力における教育資本 173 535
- かかる教育投資こそ所得平準化の要因であるわけ、この点から第五章に更にこの問題を追及すると共に理想的社会を検討する。

(四) このために前述の四つの可能な社会を考察する。労働組

合国家の特長を最低賃銀制の型でとらえこれがオートメーションと如何なる関係にて可能性があるかを三つの場合について論述する。(第三章)更に福祉国家についてはその特長を簡単に貧者の所得を直接間接に補助する富裕階級の所得課税としてゐるが、その欠陥として、(1)高い累進課税を必要とし経済活動へのインセンティブに逆作用を及ぼす危険と(2)財産所有者の平準化に役立たない点をあげている。(第四章)かくて私有財産所有の下で民主主義を実施するこの二つの方策に論を進めるのである。

第一に混合経済で何故財産の不均等が甚だしいかについて、財産成長率を設定する。すなわち

$$k_1 = S_1(E_1 + V_1K_1)/K_1, \quad k_2 = S_2(E_2 + V_2E_2)/K_2$$

$E_1, E_2$  は二人の財産所有者の賃銀、 $V_1V_2$  は  $K_1K_2$  の所得の利潤率、従がつて  $V_1K_1, V_2K_2$  は不勞所得、 $E_1 + V_1K_1, E_2 + V_2K_2$  はそれぞれ労働所得 + 不勞所得。  $S_1S_2$  を貯蓄された所得と蓄積された財産へのつけ加えられる所得の比とすれば、 $S_1(E_1 + V_1K_1), S_2(E_2 + V_2K_2)$  は二つの絶対増。  $\mu_1$  は  $k_1 > k_2$  なら均等化傾向その逆は不均等化である。  $\mu_2$  は  $E_1V_2$  がなる財産成長率へ与える影響を考察してゐる。(四一頁—四六頁)

第二の財産分配決定の要因として人口要素を取り上げる。

第一にこのべたら  $EVC$  は子供を生み、これが成長するに伴つて変化する。この一般的傾向は婚姻ごとに世代ごとに平等化

の性質を有している。さらに出生力の差は財産分布に重要な影響を与えることを説明する。出生力は均等化不均等化の二つに作用する。ミードは種々の型をあげ一般的に出生力あるものは貧困に、不出産能力は富裕となり、財所有への効果として不均等化の傾向を指適する。次にこの人口変動に加えて、収益力が環境的要素に依存するとのべる。本書で興味ある一つの論証は、大財産と高い収益力と教育の正の相関の仮説についてである。いまハーツ卿の次の数字を引用している。

親のクラス別親子の平均 I. Q.

	親	子
Higher Professional	139.7	120.8
Lower Professional	130.6	114.7
Clerical	115.9	107.8
Skilled	108.2	104.6
Semi-Skilled	97.8	98.9
Unskilled	84.9	92.6
Average	100.0	100.0

この数字によれば子供が知性の平均への回帰を示し、ミードはこの仮説を収益力と財産所得の關係にあてはめ、平均への回帰それ自体は財産所得の分布の均等化と解釈する。この場合収益力をうる投資としての教育の役割を重視し、高等教育の開発こそ均等化の重要な方法であることを力説する。(五

八一六二頁)

更に財産所得分配へ影響を与える第三の部門として租税政策の効果について論述する。(五二一五八頁)

さて以上の諸問題を取り上げ、財産所得の形成を聞かせる場合、古来二つの立場がみられるのであり、ミードの主張するごとく、優生学的遺傳的個人に内在する能力を高めることによるものと社会生活における市民の成功不成功を決定づけるものとして社会環境に求めるものがあるが、この両者の媒介としての社会主義国家の立場を認め租税政策を中心として次第に私有財産の不均等を国家財産により切り替える方向が一つの政策の方向として許されるであろう。